

宜野湾市、国立大学法人琉球大学及び沖縄セルラー電話株式会社の沖縄健康医療拠点に関する協定書

宜野湾市（以下「甲」という。）、国立大学法人琉球大学（以下「乙」という。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、沖縄健康医療拠点に関する取組を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互連携と協働により、沖縄健康医療拠点に関する取組の推進を図ることを目的とする。

（協力事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について、相互連携と協働により取り組む。

- （1）市民の健康習慣構築の促進に関する事項
- （2）健康増進に資する事業実施の高度化・効率化に関する事項
- （3）市民の健康増進に資する学術研究に関する事項
- （4）市内の健康づくりの拠点となる環境の機能強化に関する事項
- （5）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲、乙および丙は、本協定に基づき前項各号の事項について、相互連携と協働により実施することに合意したときは、当該事項の具体的な取り組み内容及び実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、合意の上、別途取り決めるものとする。

（意見交換）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が着実に出るよう、定期的に意見交換を行う。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲、乙及び丙より別段の書面による通知が無い場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（秘密保持義務）

第5条 甲、乙及び丙（本条において以下「受領者」という。）は、本協定に基づく相互連携及び協働を実施するに当たり、相手方（本条において以下「開示者」という。）から提供を受け又は知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

- 2 本条にいう「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。
- （1）開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。
 - （2）開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。
 - （3）開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの。
 - （4）受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの。
- 3 甲及び乙は、その役職員（いずれも退職者を含む。以下同じ。）に対し、第1項の秘密保持義務を負わせるものとし、その役職員がこれに違反したときは、自己が違反したものとみなす。
- 4 本条の規定は、本協定終了後5年間、有効に存続するものとする。

（協定の見直し）

第6条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上書面による合意にてこれを定めるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月11日

甲：沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号
宜野湾市
宜野湾市長

松川正則

乙：沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長

西田 睦

丙：沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長

菅 隆志